

一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会（英語表記：Japanese Society for Dental Hygienist Education）と称する。

(目的及び事業)

第2条 本法人は、有能な歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題についての研究・調査・協議を行い、歯科衛生士専任教員及び歯科衛生士養成機関の資質向上を図ることにより、国民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生士教育に関する研究、調査及び協議
- (2) 歯科衛生士専任教員の研修及び認定
- (3) 歯科衛生士専任教員に対する講習会・研修会等の開催
- (4) 歯科衛生士教育に関する各種出版物等の企画、監修及び制作
- (5) 国内外における歯科衛生士関連団体及び歯学関連団体との交流及び情報交換
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 本法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(公告の方法)

第4条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 本法人は、本法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員たる資格)

第6条 本法人の目的に賛同して入会した歯科衛生士養成機関（法人又は団体）をもって、本法人の会員とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 本法人に入会するには、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 入会時及び毎年、会員は総会において別に定める、入会金、年会費及び各種負担金を納入しなければならない。

2 既納の入会金、年会費及び各種負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会に所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成による総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を継続して3年間履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。
- (4) 歯科衛生士養成機関に該当しなくなったとき。

(会員資格の喪失にともなう権利義務)

第12条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会員名簿)

第13条 本法人は、所定の事項を記載した会員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法上の社員名簿とする。

- 2 本法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所・居所にあてて行うものとする。
- 3 会員は、会員名簿の記載事項に変更を生じたときには、すみやかにその旨を本法人に届出なければならない。

第3章 総会

(構成及び種別)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 本法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(招集)

第15条 本法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこ

れを招集する。

- 3 総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で議決したときは、総会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(議長)

第17条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって決議し、または他の会員を代理人として決議を委任することができる。

(総会の決議の省略)

第20条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員の設定)

第22条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。理事長をもって法人法上の代表理事とする。理事長は、本法人を代表し会務を総理する。
- 3 前項の理事長のほか、理事のうちから副理事長(2名)及び専務理事(1名)を置くことができる。
- 4 理事長以外の理事の一部を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、別途定める選出方法により選出された者の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の親族制限)

第24条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、並びに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (2) 当該理事の使用人
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭

その他の財産によって生計を維持している者

(4) 前2号に掲げる者の配偶者

(5) 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であつて、
これらの者と生計を一にする者

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、予め理事長が指名した順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、業務執行理事の職務を統括する。

5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他、法令に定められた業務を行う。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員によって選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

4 補欠によって選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、

なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。ただし、監事の解任については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成による総会の決議によることを要する。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

(役員の報酬)

第 29 条 役員は無報酬とする。

- 2 ただし、役員にはその職務を執行するための費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の規程は総会の決議を経て別途定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 資産及び計算

(資産の構成)

第 37 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記録された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - ①年会費、入会金及び各種負担金
 - ②寄附金品
 - ③資産から生じる収入
 - ④事業に伴う収入
 - ⑤その他の収入

(事業年度)

第 38 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、(1) 及び (2) の書類についてはその内容を報告し、(3) から (5) までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(計算書類等の備置き)

第 41 条 本法人は、各事業年度にかかる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第 42 条 本法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 本定款は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成による総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第 44 条 本法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議

- (2) 会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により本法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

2 前項（1）の総会の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成によりこれを行う。

（残余財産の帰属）

第45条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第8章 顧問、参与及び委員会

（顧問）

第46条 本法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任は、理事会が推薦する者の中から理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の業務の執行全般に関して、理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は、その委嘱した理事長の在任期間と同一とする。
- 5 顧問は無報酬とする。ただし、顧問にはその職務を執行するための費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の規程は総会の決議を経て別途定める。

（参与）

第47条 本法人に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与の選任は、理事会が推薦する者の中から理事長が委嘱する。
- 3 参与は、本法人の業務の執行に関して理事長から諮問を受けた事案について、当該事案に参画しその相談を受ける。
- 4 参与の任期は、その委嘱した理事長の在任期間と同一とする。
- 5 参与は無報酬とする。ただし、参与にはその職務を執行するための費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の規程は総会の決議を経て別途定める。

（委員会）

第48条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て、委員

会を設けることができる。

- 2 前項の委員会は、その目的とする事項について、調査・研究・協議し、理事長の諮問に応じる。
- 3 委員会は、委員長1名、その他数名の委員で構成する。
- 4 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が推薦する者の中から理事長が委嘱する。
- 5 委員会の議事の運営に関して必要な細則は、理事会において定める。
- 6 委員長及び委員は無報酬とする。ただし、委員長及び委員にはその職務を執行するための費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の規程は総会の決議を経て別途定める。

第9章 附則

(諸規程等)

第49条 本定款の施行についての諸規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 本法人の設立時の社員は、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

東京都日野市三沢一丁目1番地の1 学校法人東邦歯科学院
東京都中野区上高田四丁目15番4号 学校法人アポロ学園

(設立時の役員)

第51条 本法人の設立時理事及び設立時監事は、第23条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時理事	眞木吉信・遠藤圭子・福島正義・池田利恵・合場千佳子・ 松田裕子・高阪利美・近藤健示・大川由一・白鳥たかみ・ 坂倉康則・金子忠良・犬飼順子・長澤成明・田中昭男・ 畠中能子・日野出大輔・升井一朗・山田小枝子・尾崎勝 巳・藤田禎三・高橋哲夫・早川洋・浦出雅裕・関野憲三・ 横山正秋・鳥尾紀詔
設立時監事	豊田實・石飛國子

(設立時の代表理事)

第52条 本法人の設立時理事長（代表理事）は、次のとおりとする。

設立時理事長（代表理事）

千葉県佐倉市ユーカリが丘2丁目29番10号 眞木吉信

（最初の事業年度）

第53条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

（設立時の会員）

第54条 従来の全国歯科衛生士教育協議会の会員であつて、第6条に規定する会員の資格を有する者は、第7条の規定にかかわらず、本法人の設立の日からそれぞれ本法人の会員とする。

（設立時の財産及び権利義務）

第55条 本法人の設立により、従来の全国歯科衛生士教育協議会に属した一切の財産及び権利義務は、本法人が継承する。

（定款に定めのない事項）

第56条 本定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会を設立のため、設立時社員学校法人東邦歯科学院外1名の定款作成代理人である司法書士中谷智明は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年12月9日

設立時社員 東京都日野市三沢一丁目1番地の1
学校法人東邦歯科学院
理事長 吉田隆一

設立時社員 東京都中野区上高田四丁目15番4号
学校法人アポロ学園
理事長 用正靖彦

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都渋谷区代々木二丁目19番12号
司法書士 中谷 智 明



1	同一の情報の提供	
2	*****	
3	提供の日付：2017年 3 月 10 日	
4	公証人：01050018 吉 田 博 視	
5	所属法務局：東京法務局	
6	公証役場：池袋公証役場	
7	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	
8	請求対象の登簿管理番号：17-0105001802 001968	
9	請求対象の文書種別：電磁的記録の認証	
10	請求対象の認証日：2017年 3 月 10 日	
11	請求対象の処理公証人：01050018 吉 田 博 視	
12	所属法務局：東京法務局	
13	公証役場：池袋公証役場	
14	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	
15	*****	
16	これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一	
17	である。	
18	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	
19	東京法務局所属	
20	公証人 吉田博視	